

富士見市告示第351号

制限付一般競争入札（ダイレクト入札）を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、この公告に記載されていない事項については、富士見市建設工事等ダイレクト入札共通事項（平成19年告示第225号）を適用する。

令和6年8月1日

富士見市長 星野光弘

工事番号	2407040034	
入札方法	制限付一般競争入札（電子入札・ダイレクト）	
工事名	桜井雨水ポンプ場更新工事	
工事場所	富士見市大字水子地内 桜井雨水ポンプ場	
工事概要	<p>水中ポンプ 2台 既設ゲート改造 1式 制御盤 1面</p>	
工 期	契約確定の日から 令和8年 3月23日	
設計金額	<p>105,480,000円（税抜き） 116,028,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）</p>	
最低制限価格	設定する	
入札参加資格	登録業種	機械器具設置工事業
	事業所の所在地、総合評定値等	<p>① 富士見市内に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く本支店等を有し、令和5・6年度の富士見市競争入札参加資格審査結果において、機械器具設置工事の資格審査数値が700点以上の者。 ② 埼玉県内に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く本支店等を有し、令和5・6年度の富士見市競争入札参加資格審査結果において、機械器具設置工事の資格審査数値が1000点以上の者。</p>
	施工実績等	<p>上記①の者については、過去10年間（平成26年度から令和5年度）に、国又は地方公共団体の発注する機械器具設置工事で1件あたり2千5百万円以上の完成実績のある者。 上記②の者については、過去10年間（平成26年度から令和5年度）に、国又は地方公共団体の発注する機械器具設置工事で1件あたり4千万円以上の完成実績のある者。 ・完成実績については、富士見市と契約締結権限を有する者以外の本支店等の完成実績を含めるものとする。</p>

その他 の資格	<p>入札公告日において、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。</p> <p>ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。</p> <p>※落札候補者については、社会保険等の加入に関する届出書(届出書第 1 号)又は社会保険等の適用除外に関する届出書(届出書第 2 号)等の提出が必要となります。詳しくは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類を確認してください。</p>
入札参加 受付期間	<p>令和 6 年 8 月 2 日(金)午前 9 時から 令和 6 年 8 月 23 日(金)午後 4 時まで</p>
入札期間	<p>令和 6 年 8 月 26 日(月)午前 9 時から 令和 6 年 8 月 27 日(火)午後 4 時まで</p>
開札日時	令和 6 年 8 月 28 日(水)午前 9 時 20 分
再度入札 の場合	<p>設計額を公表しているときは、再度入札は行わない。ただし、設計額を公開しない場合の入札回数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 再度入札は 1 回までとする。</p> <p>(2) 初度入札に参加しない者又は初度入札において最低制限価格を設定している場合、最低制限価格に満たない金額で入札を行った者は失格とし、再度入札に参加することができない。</p> <p>(3) 初度入札の結果、再度入札となった場合の入札書提出期限及び開札は、初度入札の翌開庁日とし、再入札書の受付締切時間及び開札時間は、初度入札終了後、システムにより通知する。</p>
閲覧又は 貸出期間	埼玉県電子入札共同システム内の入札情報公開システムに掲載するファイルより取得すること。
設 計 図 書 等	<p>質疑受付</p> <p>令和 6 年 8 月 2 日(金)午前 9 時から 令和 6 年 8 月 20 日(火)正午まで 電子入札システムにより提出すること。 (※質疑については、情報公開システムに添付している質問回答書を使用してください。)</p> <p>質疑回答</p> <p>令和 6 年 8 月 22 日(木)まで 電子入札システムに隨時掲示する。</p>
支 払 条 件	<p>予定価格から算出した支払限度額の目安は次のとおりとする。</p> <p>令和 6 年度：46,410,000 円(消費税及び地方消費税を含む) 令和 7 年度：請負代金額 — 前会計年度(令和 6 年度)までの支払金額 ※請負代金額に対する支払限度額ではないので注意すること。</p>

前金払	有	請負代金額が130万円以上の場合に限る。前金払の額は、契約額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。
中間前金払	有	請負代金額が500万円以上の場合に限る。中間前金払の額は、契約額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。
部分払	有	部分払いを選択した場合に限る。
契約保証金	要	請負代金額の10分の1以上の金銭的保証を必要とする。(請負代金額が500万円以上の場合に限る。)。
現場代理人の兼務	不可	ただし、主任技術者の兼任が認められた工事については可。(富士見市建設工事請負における現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱いによる)
労働環境の確認		「富士見市の契約に係る労働環境の確認に関する要綱」に基づき、契約締結時に落札事業者の労働環境の確認を行うものとする。
その他		入札情報システムに添付の『入札参加時における遵守事項』を熟知のうえ、入札に参加すること。
		提出ファイルの拡張子は、「.docx」(Microsoft word)、「.xlsx」(同Excel) 又は、「.pptx」(同PowerPoint) としてください。他の拡張子のファイルは提出できません。
		落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格要件を満たしていない等の理由により、契約不締結となった場合は、次順位の入札者が落札候補者となり、事後審査を行います。(落札者が決定するまでこれを繰り返しますが、落札候補者になるのは、最低制限価格以上かつ予定価格の範囲内で入札した者のみです。)
		請負代金額が4千万円(建築一式工事の場合は8千万円)以上の工事において、営業所の専任技術者は、主任技術者及び監理技術者になることができない。 したがって、請負代金額が上記金額以上となった場合、落札候補者は入札参加資格確認書類提出の際に、配置予定の技術者が営業所の専任技術者ではないことを証明できる資料を添付すること。

問合せ 富士見市役所総務部総務課
049-252-7130